

会員規約

パクシニャンF U N奨学会へご入会いただく前に、以下の会員規約（以下「規約」といいます）をお読み下さい。規約には会員の権利と義務についての内容が含まれています。

この規約にご同意いただけない場合はパクシニャンF U N奨学会へのお申し込みを受け付けることができません。また、パクシニャンF U N奨学会にご入会された方は、この規約に同意されたものとさせていただきますので、必ずお読み下さい。

第1章 総則

【第1条】（本団体の定義）

本団体は「パクシニャンF U N奨学会」（英文表記：PARK SHIN YANG FUN SCHOLARSHIP FOUNDATION）（以下「奨学会」といいます）を名称とします。また本奨学会は未来の芸術家の育成・支援・後援・応援することを目的とします。

【第2条】（規約）

この規約は、団体を運営する運営局（以下「運営局」といいます）が提供するサービス（以下「サービス」といいます）の基本事項を規定します。また、別途定めるコンテンツの利用規約なども、この会員規約を構成する一部とします。

【第3条】（運営主体について）

運営主体についての表示
社団法人 パクシニャンF U N奨学会
パクシニャンF U N奨学会 代表 パクシニャン
〒143-853 韓国ソウル市広津区峨嵋山路331 305号

第2章 サービス利用契約

【第4条】（利用契約の成立）

（1）サービスの利用申込者は次のすべてを満たす方とします。

- A. 個人のお申し込みであり、法人ではないこと。
- B. 満20歳以上であること。
- C. 奨学会ジャパンホームページ内の奨学会ご案内文を確認後、加入申請フォームを記入し、送信。送信後1ヶ月以内に（寄付をするにあたって必要な手数料を除き1円以上）を行えること。韓国の銀行に入金が確認された日から会員資格が発生する。
- D. 規約および入会案内に同意いただいたこと。
- E. すでにご入会申し込みおよび登録を行っていないこと。
- F. パーソナルコンピュータ（以下「パソコン」といいます）で使用可能なメールアドレスを所有していること。
- G. パソコンにてインターネットを利用されない方は、情報を受け取れないこと、情報伝達の遅れ、会員特典・情報の一部または全部を受けられないこと、もしくはサービスに関する十分なお案内ができないこと等に同意したこと。
- H. 芸術家を応援する目的以外の目的（商業目的等）ではないこと。
- I. 過去に運営局により会員資格を取り消されたことがないこと。

（2）サービスの利用申込者が規約に同意し、加入申請フォームに記載した内容を送信することによって利用の申し込みがされたものとみなします。利用申込者が自身以外の名義、偽名などにより申し込みすることはできません。

（3）運営局が利用申込者からの加入申請フォームを確認し、その日から1ヶ月以内に最初の奨学会支

援寄付金（寄付をするにあたって必要な手数料を除き1円以上）を運営局指定の銀行への入金を確認できた際に、メールにて入金確認及び登録の完了を通知することによって入会の申込みを承諾したものとみなします。この通知をもってサービスの利用契約（以下「利用契約」といいます）の成立とみなします。ただし、1ヶ月以内のご入金のご連絡もなく行われな場合は、申請を予告なく取り消します。

【第5条】（会費および会員資格期間、会員資格対象）

（1）サービスの利用申込者が規約に同意し、加入申請フォームに記載した内容を送信後、運営局が利用申込者からの加入申請フォームを確認、且つ1ヶ月以内の奨学会支援寄付金の入金確認ができた際、メールにて入金確認及び登録の完了を通知することによって利用契約が成立することで会員資格が認められます。ただし規約第4条に定める条件に合致しない場合、利用申込をお断りする場合がありますのであらかじめご了承ください。

（2）**会員資格は、寄付金入金日から1年間を有効期限**とし、有効期限の切れる前までに改めて寄付金を入金することで会員資格を更新することができます。ただし、規約第4条、第9条および第12条に定める条件に合致しない場合、または第15条による場合には更新をお断りする場合がありますので、あらかじめご了承ください。

（例：2011年3月31日に寄付金を入金された方は2012年3月31までが会員資格有効期限となります。この期間の間、2011年10月1日に改めて寄付金を入金されると会員資格有効期限は2012年10月1日に変更となります。）

（3）**有効期限を過ぎてから、1ヶ月間は猶予期間として継続手続きが可能です。**

（例：2011年3月31日に寄付金を入金された方は、2012年3月31日までが会員資格有効期限となり、次回寄付金の入金締切とします。4月1日～30日までに入金の場合はその日付から1年間の継続とします。）

この場合、猶予期間は会員サービスを受けることができますが、締め切り日を設定した会員特典などはお受けいただけませんこと、有効期限・猶予期限内に次の寄付金がない場合、運営局からの通知なしで会員資格停止としますことを、あらかじめご了承ください。また、猶予期間を過ぎた場合は新規入会とみなし、新たにお手続きをしていただきます。

（4）会員が会員資格期間中に利用契約を取り消そうとする場合には会員資格期間途中に運営局へメールにて受け付けるものとし、退会後はすべてのサービスの提供を停止します。ただし、この場合、入金した寄付金等はいかなる理由があっても返還されません。

（5）規約に基づき会員資格が取り消された会員については、入金した寄付金等はいかなる理由があっても返還されません。

【第6条】（本奨学会からの通知）

（1）本奨学会から会員への通知はパクシニャンオフィシャルサイト（<http://www.parkshinyang.com/>）や奨学会ジャパンホームページ（<http://www.parkshinyang-japan.com/>）や発行物、Eメールなど、本奨学会が最良と判断した方法で行います。

（2）本奨学会からのEメールの配信は、会員自らが登録・変更・運営局へ連絡したEメールアドレスに配信します。未登録・誤登録による不達について、本奨学会は一切の責任を負いません。

（3）本奨学会からのEメールの配信は、会員自らが登録・変更・運営局へ連絡したEメールアドレスに送信した時点でお知らせが完了したものとします。会員がEメールを確認しない場合や通信状況による不達について、本奨学会では一切の責任を負いません。

【第7条】（会員番号に関して）

会員番号に関する全ての権利（発行時期、番号発行等）は運営局が有します。運営局が決定した会員番号は変更することはできませんので、あらかじめご了承ください。

第3条 サービスの利用

【第8条】（サービス利用の範囲）

会員は本奨学会への加入を通じて、運営局が提供する情報の閲覧等、運営局が決めるサービスを利用することができます（パクシニャンオフィシャルサイト、奨学会ジャパンホームページ含む）。ただし、会員はパクシニャンFUN奨学会の事情、運営局の事情または不可抗力等により事前の通知無くサービス内容に変更があり得ることをあらかじめ了承します。

【第9条】（会員の掲示物など）

運営局は、会員が次のような行為を行うことを禁止いたします。またこのような行為が行われた場合、本奨学会は該当会員を強制退会処分とすることができ、また奨学会の運営するホームページ、パクシニャンの公式ホームページ、奨学会ジャパンホームページへの書き込み内容、または掲示する内容物が次の各事項にあてはまると判断した場合は事前の通知なく削除することができます。

- （1）パクシニャン、奨学会、運営局、他の会員または第三者を誹謗・中傷・謀略する内容で当事者の名誉を損傷する可能性がある場合
- （2）社会秩序に反する場合
- （3）犯罪行為に繋がると認められる場合
- （4）奨学会、運営局が規定した掲示期間を超過した場合
- （5）会員が奨学会のホームページに猥褻物を掲示した場合および猥褻サイトへのリンクを行なった場合
- （6）会員が掲示した文章もしくは資料により、奨学会または運営局内外に問題が発生した場合（通称「海賊版」と呼ばれる不法な複製品を取り扱う事業者の情報を含む）
- （7）会員が掲示した文章が事実確認のされていない内容の場合およびそれによって会員の間にも不利益が生じる可能性があるとして運営局が判断した場合
- （8）その他に奨学会または運営局が不適切だと判断し、禁止したことを行なう行為

【第10条】（団体のホームページにおけるサービス）

（1）奨学会のホームページ（パクシニャンオフィシャルサイト、奨学会ジャパンホームページ含む）におけるサービスは、運営局が次の各事項に該当する場合、奨学会のホームページにおけるサービスの提供を中止することができます。また、それによって保管された内容・伝送されたメッセージ・その他の通信メッセージなどの通信データに損失が生じた場合に、事務局は一切の責任を負いません。

- A. サービス用の設備の補修など工事により余儀ない場合
- B. 何らかの理由によって電気通信サービスが中止された場合
- C. その他に中止が不可避な場合

（2）奨学会のホームページにおけるサービスにおいて、正常のサービス提供に問題があり、運営局が一時的にサービスを中止しなければならない場合は、サービス中止5日前までに会員に告知し、サービスを中止することができます。この期間中、会員が告知内容を認知しなかったことに対し、奨学会は一切の責任を負いません。余儀なき事情がある場合、上の事前告知期間は変更もしくは省略される可能性があります。また上のサービス中止により、本サービスに保管された内容・伝送されたメッセージ・その他の通信メッセージなどの通信データに損失が生じた場合に対しても奨学会および運営局は一切の責任を負いません。

（3）奨学会のホームページにおけるサービスについて、運営局は事前告知した後、サービスを一時的に修正、変更および中断することができます、それに対して会員または第三者に対し、一切の責任を負いません。

（4）奨学会のホームページにおけるサービスについて、運営局は利用者が本規約等の内容に違反する行為を行なった場合、任意でサービスの使用を制限または中止することができます。この場合、運営局は利用者の接続、サービスの利用を一定の期間または永久に禁止することができます、利用者が掲示した内容の全部もしくは一部を任意で削除することができます。

第4条 契約当事者の義務

【第11条】（運営局の義務）

（1）運営局はサービスの提供にあたって、誠実にこれを提供いたします。

（2）運営局は次の各事項の目的に会員の個人情報を利用いたします。なお、当該利用に必要な場合は個人情報管理業務委託先、パクシニャン奨学会、パクシニャン所属事務所等の第三者に提供することもございます。

- A. サービスの提供およびサービスの円滑な提供のため
- B. サービスの提供による料金清算のため
- C. 法令による場合または監督官庁、行政等からの要請がある場合
- D. 統計作成またはマーケット調査のため必要な場合で、特定の個人を認識できない形で第三者に提供する場合
- E. 会員に事前の同意を得た場合

【第12条】（会員（利用者）の義務）

（1）会員は本規約の規定、利用案内および注意事項など、奨学会または運営局が通知する事項を遵守する義務があり、その他、奨学会、運営局およびパクシニャンの活動・業務を妨害する行為をしてはなりません。

（2）会員番号、ログインID、パスワード等が発行された場合はその内容を第三者に知られないよう、十分注意のうえ管理してください。なお、会員番号、ログインIDおよびパスワード等に関するすべての管理責任は会員本人にあります。管理の不備、不正な使用等により生じるすべての結果に対する責任は会員本人の責任になります。

（3）会員は運営局が掲示した利用制限事項を遵守しなければなりません。

（4）会員はサービスの利用権限、その他の利用契約上の地位を有償無償問わず他人に譲渡または貸与することはできません。またそれを担保として提供することもできません。

（5）会員本人の会員番号、ログインIDおよびパスワード、奨学会提供情報等が不正に使われたこと、または使われる可能性があることを知った場合、会員は直ちに、また必ず運営局にその胸を知らせなければなりません。運営局に通知しなかったこと、および通知の遅延によって生じる損害は会員本人が負担しなければなりません。

（6）会員はサービスの利用に伴い、次の各項目の行為を行なうことはできません。

- A. 会員証、会員番号、ログインIDおよびパスワードが発行された場合、有償無償を問わず第三者に譲渡、または貸与する行為
- B. 奨学会の運営、運営局のサービス運営を妨害する行為
- C. 偽名や他人の名前で奨学会に会員申込みをする行為
- D. 一人の会員が奨学会に複数申込みをする行為
- E. 社会秩序に反する内容を流布する行為
- F. 会員が国益または社会的利益を妨害する目的でサービスの利用を計画もしくは実行する行為
- G. 他人の名誉を毀損し、または不利益を与える行為
- H. サービスの安定した運営を妨害する目的で多量の情報を伝送し、または広告性の情報を伝送する行為
- I. 情報通信設備の誤作動や情報の破壊を誘発させるコンピュータウィルスプログラムを流布する行為
- J. パクシニャン、奨学会、運営局、他の会員、第三者の知的財産権その他の権利を侵害する行為
- K. 他人の個人情報、会員番号、ログインIDおよびパスワードを盗用し、または不正に使用する行為
- L. 奨学会の運営および運営局のサービスを利用することで得た情報を運営局からの書面による事前承諾なしに他のサイトに複写または提出等し、または商業的に利用する場合
- M. 奨学会のホームページおよび第8条に定める会員専用サイト等に猥褻物を掲載し、または猥褻サイトへのリンクを行なう行為
- N. 営業行為および宗教団体の布教・勧誘行為、または政治団体の宣伝行為
- O. 奨学会の運営、運営局が提供したサービスまたはサービスによって得た物品（会員特典およびチケット、イベント参加権利を含む）等を転売する行為

- P. パクシニャンの名誉や品位を毀損、または毀損する可能性がある行為
- Q. 法令、行政指導、規約、道徳、慣習に反する行為
- R. その他に奨学会または運営局が不適切だと判断し、禁止したことを行なう行為

(7) 会員は利用申し込みの際に記載した事項が変更された場合には、Eメール、または運営局が指定した方法で、直ちに奨学会に変更された内容を知らせ、会員情報を修正しなければなりません。会員が会員情報を修正しない、もしくは修正の遅延により受ける不利益は会員本人の責任になります。

第5章 その他の事項

【第13条】（免責条項）

(1) 運営局は天災地変、法令・行政指導・監督官庁の指導、事故、パクシニャンの疾病、不可抗力等によりサービスを提供することができない場合には、サービス提供に関する責任が免除されます。

(2) 運営局は会員に起因する事由によるサービス利用の障害について一切の責任を負いません。

(3) 運営局は、会員個人のネットワーク利用環境により生じる可能性がある会員間のサービス利用の満足度の差については一切の責任を負いません。

(4) 運営局は奨学会のサービス利用を通じて会員が利用するコンピューター、およびネットワーク環境において発生したどのような損害に対しても一切の責任を負いません。

(5) イベント等、申し込み期限があるお知らせを確認しないまま期限を過ぎた場合、お申し込みの権利は消失します。受付締め切り後のお問い合わせはお受けできません。

(6) イベント関係のチケットの優先予約は、一般発売に先駆けて予約を行なうということで必ずしも良い席が取れるとはかぎりません。またイベント内容によって募集数に制限があり、お取りいただけない場合もございます。

【第14条】（規約の効力および変更）

(1) この規約は奨学会のホームページに掲載するか、郵送、その他の方法で会員に告知することで、その効力が生じることとします。

(2) 運営局は必要な場合、この規約を変更することができ、変更された寄託は適用日を明記し、現行の規約とともにその適用日の7日前から適用日の前日まで第1項と同じ方法で告知します。

(3) 会員は変更された規約に同意しない場合はサービスの利用を中断し、退会することができます。ただし、入金した寄付金は返還されません。変更された規約の適用日時以後も継続的にサービスを利用することは、規約の変更事項に同意したこととみなします。

【第15条】（強制退会）

会員が規約に違反した場合、奨学会は事前に通知することなく会員を強制退会処分することができます。この場合、入金された寄付金等は一切返還いたしません。

【第16条】（紛争解決）

サービスに関して、規約により解決できない問題が生じたときは、奨学会と会員との間で誠意をもって話し合い、これを解決するものとします。なお、紛争を訴訟によって解決するときは韓国国内の裁判所を第一審の管轄裁判所とします。

附則

（実施期日）この規約は2012年1月1日から施行します。（2012年12月1日改定）